

==== 公布された条例のあらまし ====

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

雇用保険法の一部が改正され、雇用保険（失業等給付の基本手当）の受給資格要件が原則として勤続12月以上（改正前 6月以上）とされたこと等にかんがみ、雇用保険に準拠している失業者の退職手当についても同様の改正を行う。

失業者の退職手当

職員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときに当該失業者に支給する当該差額分の退職手当（制度は雇用保険法に準拠）

2 条例の概要

- (1) 失業者の退職手当の受給資格要件を原則として勤続12月以上（現行 6月以上）とする。
- (2) 船員保険法の規定により失業者の退職手当に相当する給付の支給を受けることとなる者に対して失業者の退職手当を給付することを禁じる規定を削除する。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする(2)及びイの一部を除き、平成19年10月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県総合事務所設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

景観形成に関する効率的かつ確かな事務処理体制を確立するため、当該事務の所掌に係る規定について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 日野郡の区域における景観形成に関する事務は、鳥取県西部総合事務所が所掌することとする。
- (2) 施行期日は、平成19年8月1日とする。

鳥取県収入証紙条例の一部改正について

1 条例の改正理由

証紙が購入できない県外の申請者等の利便を図るため、証紙による収入の方法により徴収する歳入であっても、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者から当該歳入を徴収するときは、証紙による収入の方法以外の方法によることができるようにする。

2 条例の概要

- (1) 証紙による収入の方法により徴収する歳入であっても、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者から当該歳入を徴収するときは、証紙による収入の方法以外の方法によることができることとする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 大学において医学を専攻する学生に対し貸し付ける鳥取県医師養成確保奨学金について、当該奨学金の貸付対象者の拡大に伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除について所要の改正を行う。

(2) 鳥取大学医学部保健学科において看護学を専攻する学生（地域枠推薦入学者に限る。以下同じ。）に対し貸し付ける奨学金の新設に伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除について定める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正

ア 新たに鳥取県医師養成確保奨学金の貸付対象者となる鳥取大学において医学を専攻する者（地域枠入学者を除く。）及び鳥取大学以外の大学（学校法人自治医科大学を除く。）において医学を専攻する者に係る当該奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲を次のとおり定める。

免除の条件	免除の範囲
(ア) 大学を卒業した日の属する年度の翌年度から起算して1年以内に医師免許を取得後、直ちに医師法に規定する臨床研修を受け、当該研修を終了した日から起算して鳥取県医師養成確保奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（最長9年）内に、病院等において常勤医師の業務に当該奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（最長6年）以上通算して従事したとき。	債務の全部
(イ) (ア)の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部
(ウ) (イ)に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

イ 新たに鳥取県看護職員修学資金に加えらるる鳥取大学医学部保健学科において看護学を専攻する学生に対し貸し付ける奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲を次のとおり定める。

免除の条件	免除の範囲
(ア) 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次の施設において常勤の看護職員又は看護教員の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。 a 病院 b 診療所 c 看護職員養成施設	債務の全部又は2分の1
(イ) (ア)の業務従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部
(ウ) (ア)に該当する場合を除き、鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の(ア)のaからcまでに掲げる施設において常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事し、引き続き6年間その業務に従事したとき。	債務の全部又は一部
(エ) (イ)に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

児童福祉法の改正等に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成20年4月1日とする(1)のイ及びウの一部を除き、公布日とする。

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務について、試験問題の作成及び合格基準の設定に関する事務（以下「試験問題作成事務」という。）とその他の事務（以下「試験事務」という。）との区分を明確にするとともに、これらの事務に係る手数料の収納について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る手数料を次のとおりとする。

改正後		現行	
区分	手数料	区分	手数料
試験問題作成事務	1件につき 1,000円	試験の実施に係る事務	1件につき 8,000円
試験事務	1件につき 7,000円		

(2) 試験問題作成事務及び試験事務に係る手数料は、それぞれ当該事務を行う者に納めるものとし、当該手数料は、その者の収入とする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。